

佐賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、佐賀県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する必要な情報の交換
- (2) 支援の対象となる子ども・若者の支援方針等の決定
- (3) 支援の対象となる子ども・若者の支援に関する研修活動の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織し、協議会の委員は協議会を所掌する佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課長及び関係機関等において推薦された者をもって充て、知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、第1項により委員に任命された佐賀県健康福祉部男女参画こども局副局长をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職を代理する。
- 6 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 7 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調整機関の指定)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定により、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 協議会の庶務は、調整機関において処理する。

(指定支援機関の指定)

第6条 知事は、法第22条第1項の規定により、特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイスを子ども・若者指定支援機関（以下、「指定支援機関」という。）として指定する。

(運営方法)

第7条 協議会は、第3条により委嘱し、又は任命された委員で構成する代表者会議と関係機関等の担当職員をもって組織する個別ケース検討会議に分けて活動する。

2 代表者会議は総括的な事項を、個別ケース検討会議は支援の対象となる子ども・若者の支援方針等を決定する。

3 代表者会議は原則として年1回以上開催するものとし、会議の議事は出席委員の過半数で決する。

4 個別ケース検討会議は必要に応じて開催するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 代表者会議及び個別ケース検討会議の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表（第3条・第7条・第8条関係）

分野等	関係機関等
雇用	佐賀労働局職業安定課
	佐賀県若年者就職支援センター ジョブカフェSAGA
	佐賀県立産業技術学院
	佐賀県産業労働部産業人材課
	さが若者サポートステーション
	たけお若者サポートステーション
保健、福祉、医療	佐賀県中央児童相談所
	佐賀県北部児童相談所
	佐賀県精神保健福祉センター
	佐賀県健康福祉部社会福祉課
	佐賀県健康福祉部障害福祉課
	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課
	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
	佐賀県東部発達障害者支援センター 結
	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター
	臨床心理相談センター(西九州大学)
教育	佐賀県県民環境部まなび課
	佐賀県教育委員会事務局学校教育課
	佐賀県総務部法務私学課
矯正・更生保護	佐賀少年鑑別所
	少年サポートセンター
その他CSO	特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
	親の会「ほっとケーキ」
	特定非営利活動法人それいゆ
調整機関	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課